

II 困難な問題を抱える女性及びDVの現状

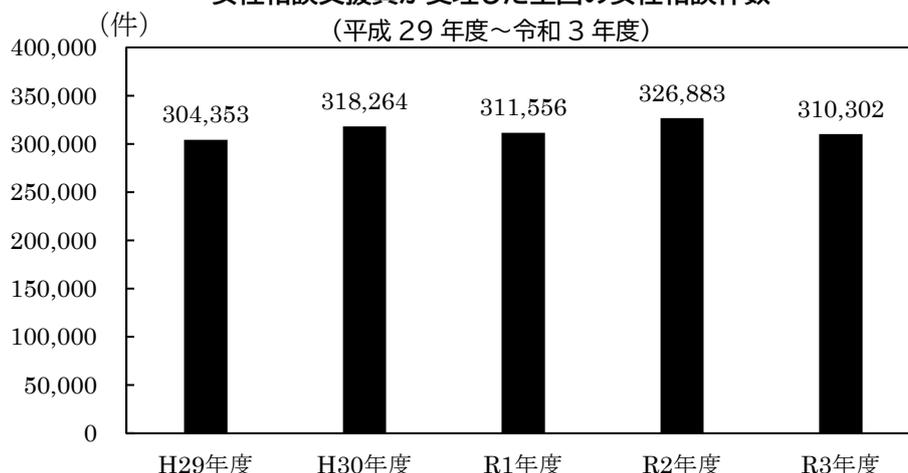
1 全国及び宮城県の困難な問題を抱える女性の現状

(1) 女性相談件数

全国の女性相談支援員(旧婦人相談員)が受理した女性相談件数(男性からの相談を含まない)は、30万件から32万件台で推移しています。宮城県内の女性相談支援員が受理した女性相談件数(男性からの相談を含まない)は、3,000件前後で推移しており、全国及び宮城県ともに令和3年度以降、減少傾向にあります。

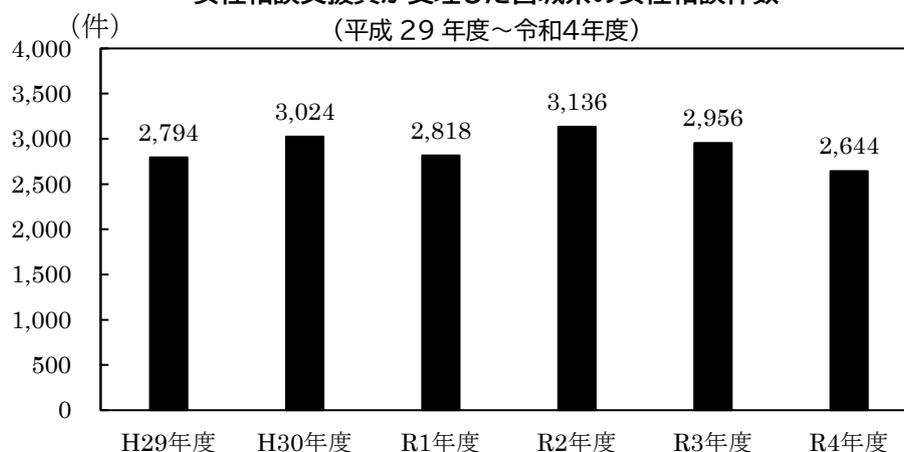
一方、配偶者暴力相談支援センターや民間団体と連携した SNS 相談事業などの相談窓口が受理した相談件数を合わせると、4,000件前後で推移しており横ばいの傾向にあります。

女性相談支援員が受理した全国の女性相談件数



(資料出所:福祉行政報告例(婦人保護関係))

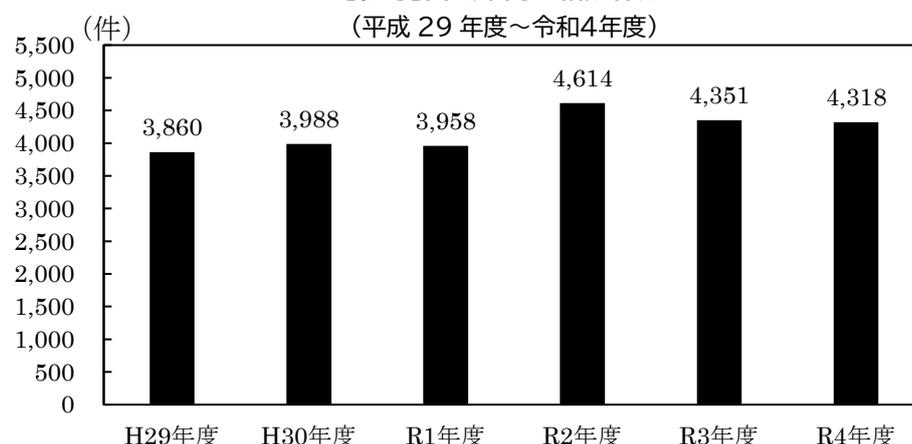
女性相談支援員が受理した宮城県の女性相談件数



(資料出所:福祉行政報告例(婦人保護関係))

※県内の女性相談支援員が対応した相談件数

【参考】宮城県内の相談件数



※県内の女性相談支援員、配偶者暴力相談支援センター(仙台市・石巻市)、夜間・休日 DV 電話相談事業、民間団体と連携する SNS 相談事業で受理した相談の合計件数

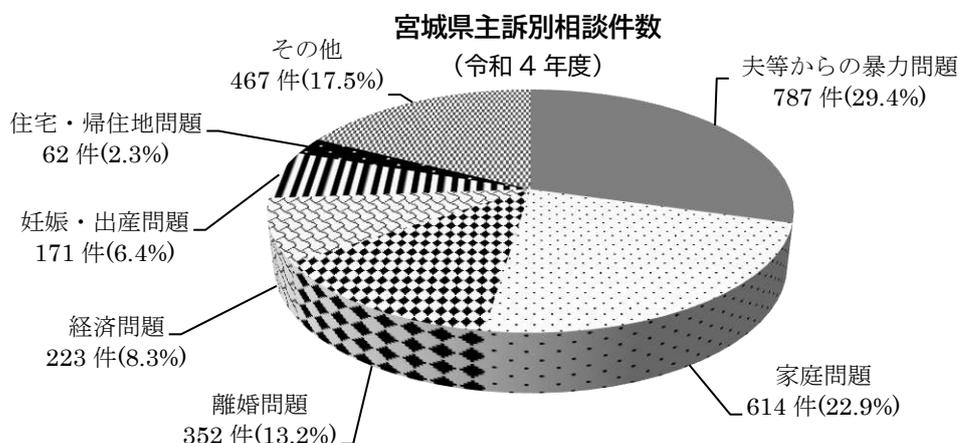
(2)主訴別相談件数

令和4年度に宮城県の女性相談支援員が受けた相談(男性からの相談を含む)の主訴は、夫等からの暴力問題が全体の約3分の1(29.4%)を占めており、離婚問題の13.2%と合わせると、相談の4割以上は夫婦間の悩みとなっています。また相談窓口別では、夜間休日DV電話相談について「その他」が約半数(48.1%)を占めており、その内訳は人間関係や交際相手からの暴力が多くなっています。

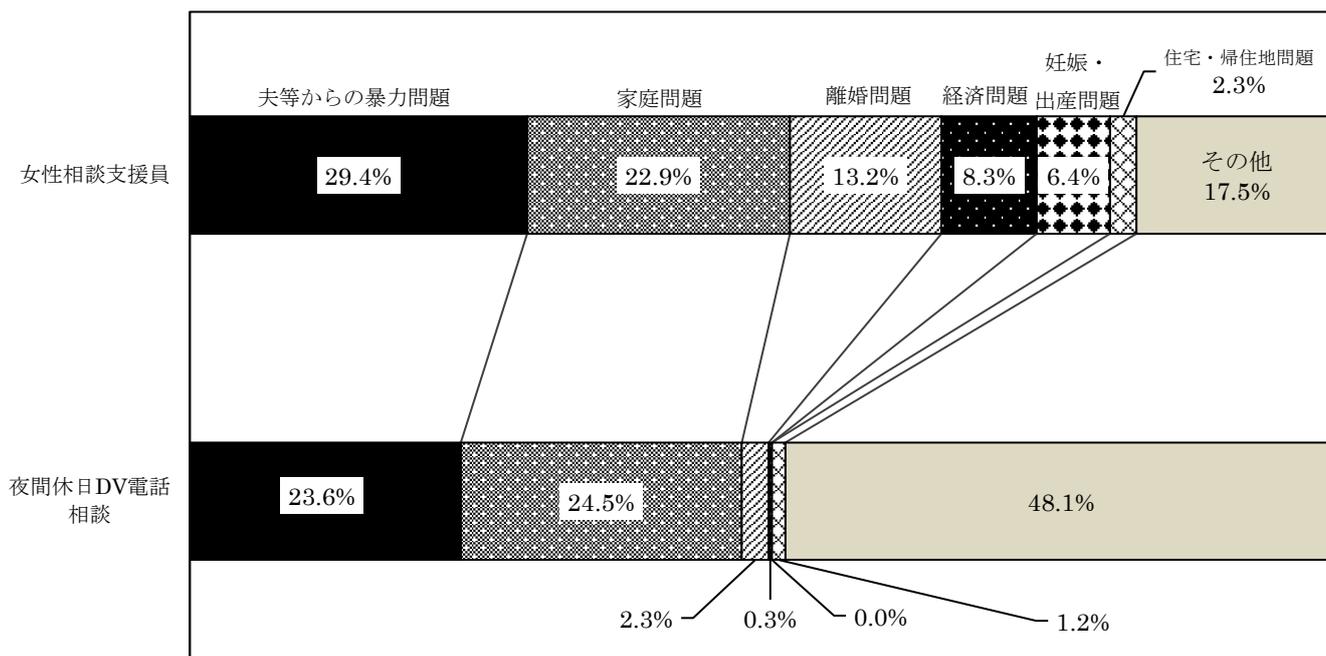
宮城県主訴別相談件数
(平成30年度～令和4年度)

(単位:人 ()内%)

	夫等からの暴力問題	家庭問題	離婚問題	経済問題	妊娠・出産問題	住宅・帰住地問題	その他	計
H30年度	862(28.5)	684(22.6)	511(16.8)	201(6.6)	228(7.5)	83(2.7)	464(15.3)	3,033
R1年度	795(27.7)	586(20.5)	484(16.9)	209(7.3)	157(5.5)	54(1.9)	578(20.2)	2,863
R2年度	1044(32.8)	607(19.1)	459(14.4)	280(8.8)	141(4.4)	51(1.6)	603(18.9)	3,185
R3年度	928(31.3)	620(21.0)	364(12.3)	234(7.9)	166(5.6)	73(2.5)	574(19.4)	2,959
R4年度	787(29.4)	614(22.9)	352(13.2)	223(8.3)	171(6.4)	62(2.3)	467(17.5)	2,676



【参考】宮城県相談窓口別主訴割合
(令和4年度)

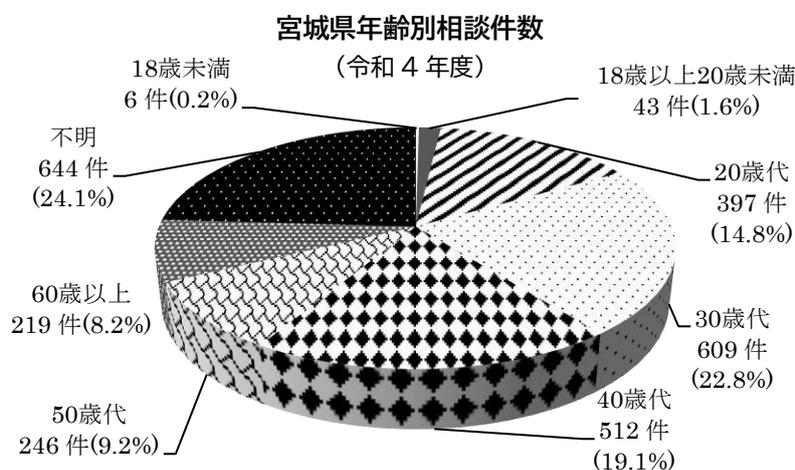


(3)年齢別相談件数

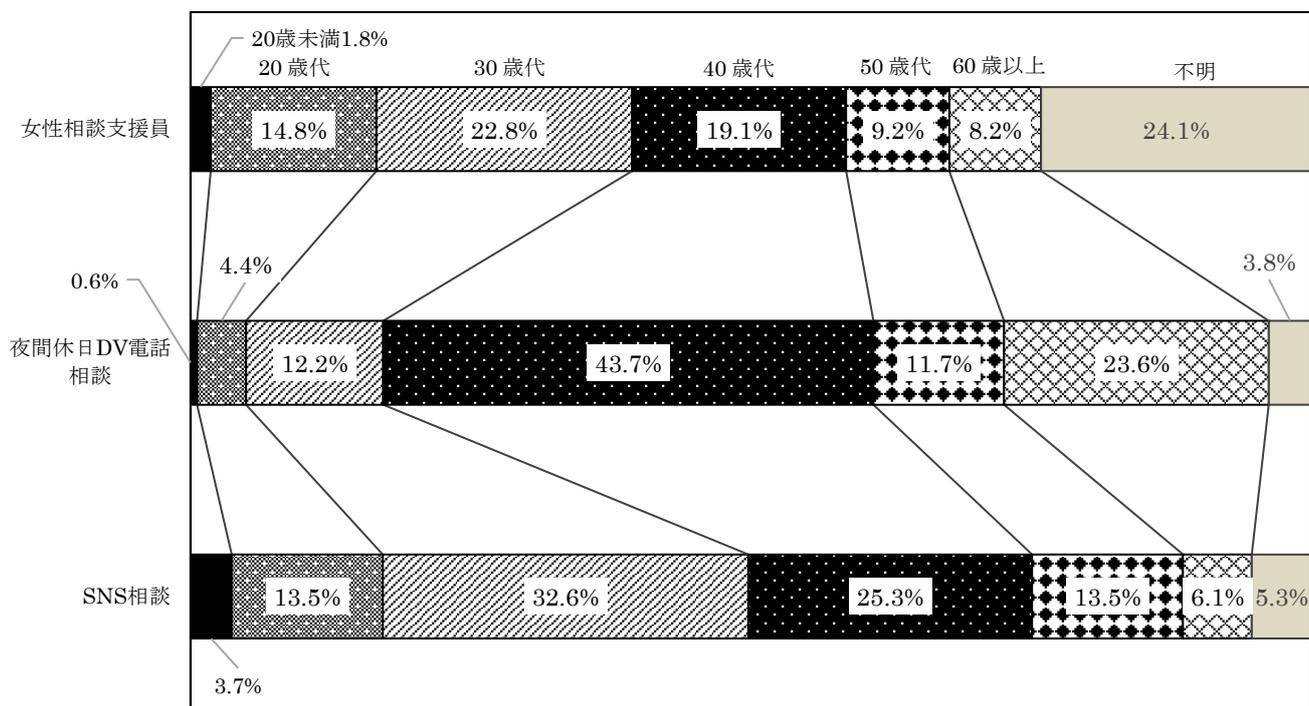
令和4年度に宮城県の女性相談支援員が受けた相談(男性からの相談を含む)における年齢の内訳は、30歳代が22.8%で最も多く、次いで40歳代の19.1%、20歳代の14.8%の順となっています。20歳未満の相談件数は1.8%と少ない割合となっていますが、適切な相談窓口へ繋がる事が出来ていない可能性もあり、若年層に対する相談体制の支援施策が必要です。なお、相談窓口別では、SNS相談窓口について30歳代までの相談が最も多く寄せられています。

宮城県年齢別相談件数
(平成30年度～令和4年度) (単位:人 ()内%)

	18歳未満	18歳以上20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	不明	計
H30年度	15(0.5)	45(1.5)	439(14.4)	686(22.6)	448(14.8)	188(6.2)	229(7.6)	983(32.4)	3,033
R1年度	18(0.6)	51(1.8)	444(15.5)	593(20.7)	512(17.9)	179(6.3)	224(7.8)	842(29.4)	2,863
R2年度	7(0.2)	57(1.8)	484(15.2)	699(22.0)	606(19.0)	230(7.2)	266(8.4)	836(26.2)	3,185
R3年度	12(0.4)	50(1.7)	420(14.2)	653(22.0)	511(17.3)	233(7.9)	235(7.9)	845(28.6)	2,959
R4年度	6(0.2)	43(1.6)	397(14.8)	609(22.8)	512(19.1)	246(9.2)	219(8.2)	644(24.1)	2,676



【参考】宮城県相談窓口別年齢割合
(令和4年度)



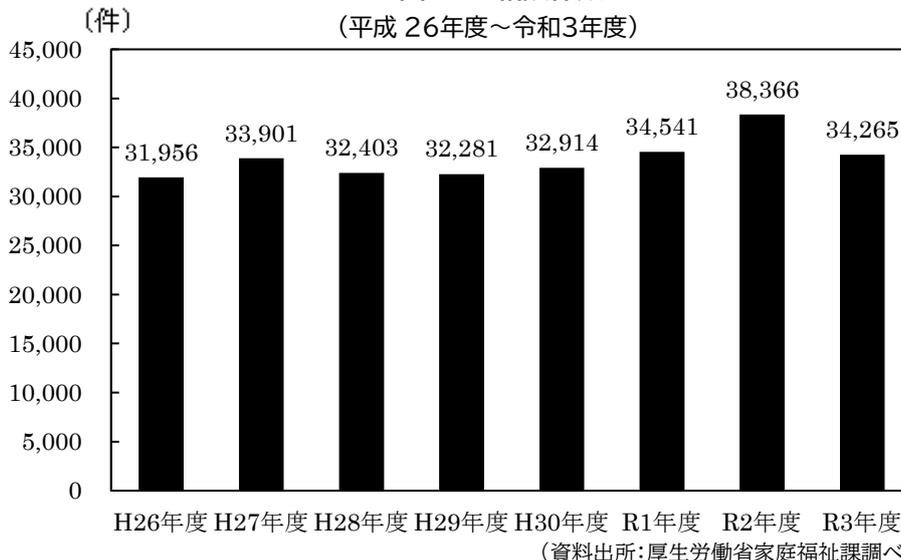
2 全国及び宮城県のDV相談に関する現状

(1)DV相談件数

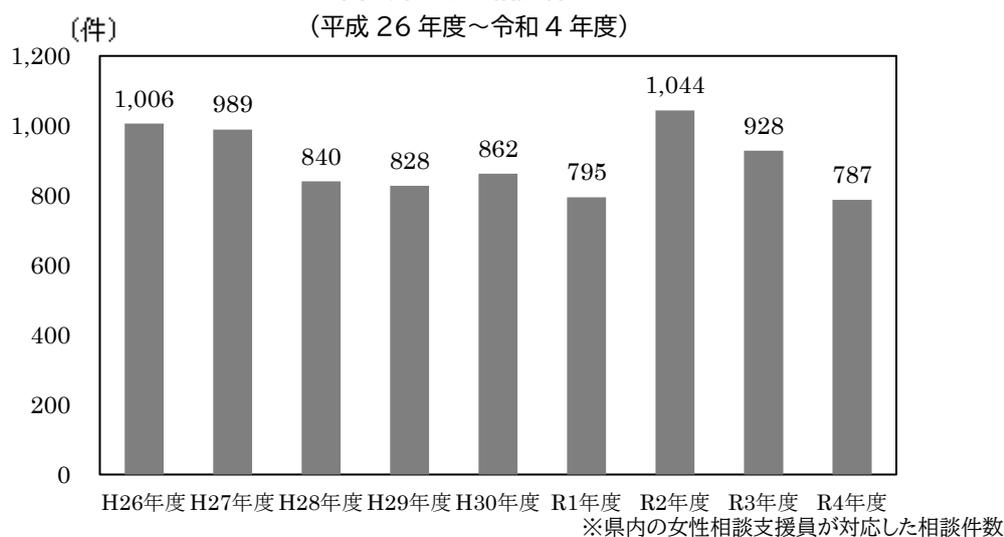
全国の女性相談支援員が受理した相談件数のうち主訴が「夫等からの暴力問題」によるものは、令和2年度を除き、33,000件前後で推移し、横ばいの傾向となっています。

宮城県内の女性相談支援員が受理したDV相談件数は、令和2年度が最も多く、令和3年度以降は減少傾向にあります。また、宮城県内の警察への相談件数は令和4年度を除き、2,300件前後で推移しています。

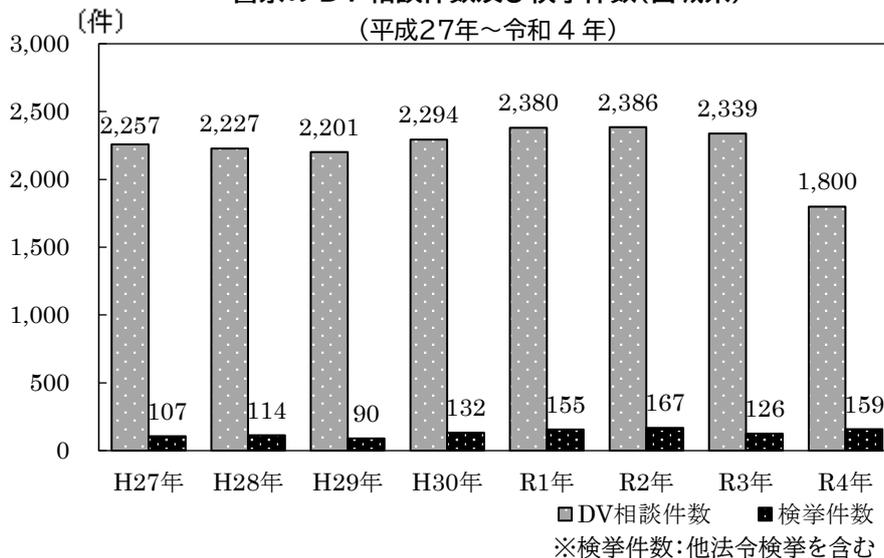
全国のDV相談件数



宮城県のDV相談件数



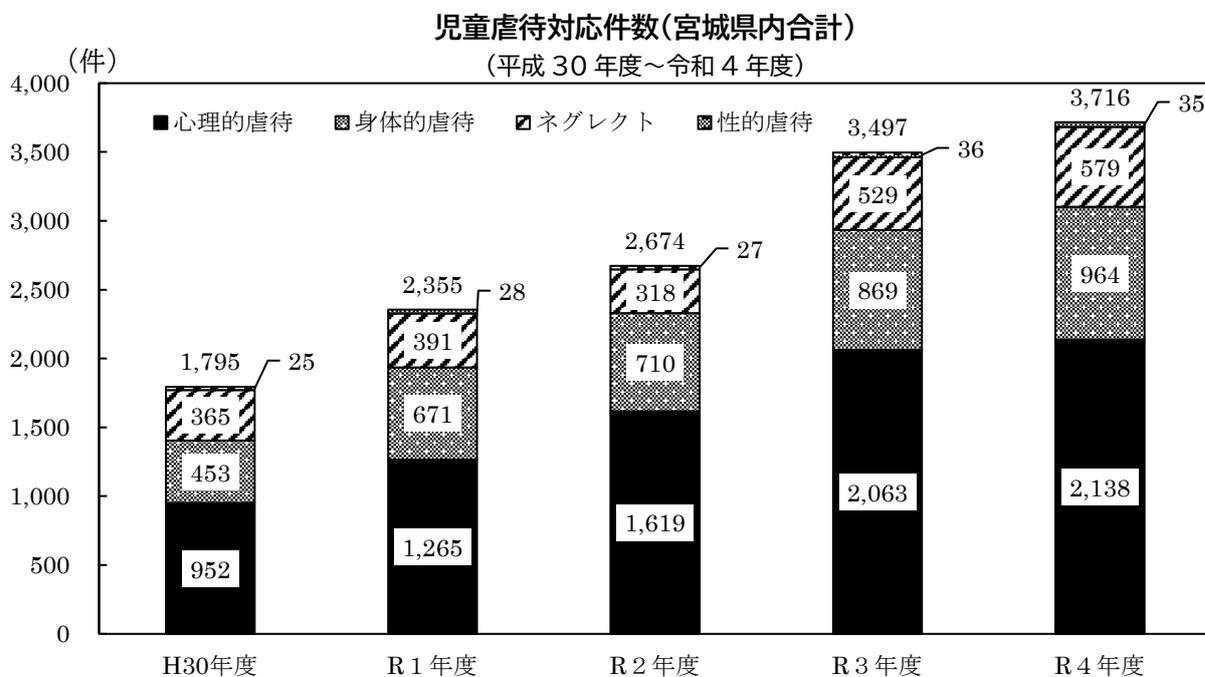
警察のDV相談件数及び検挙件数(宮城県)



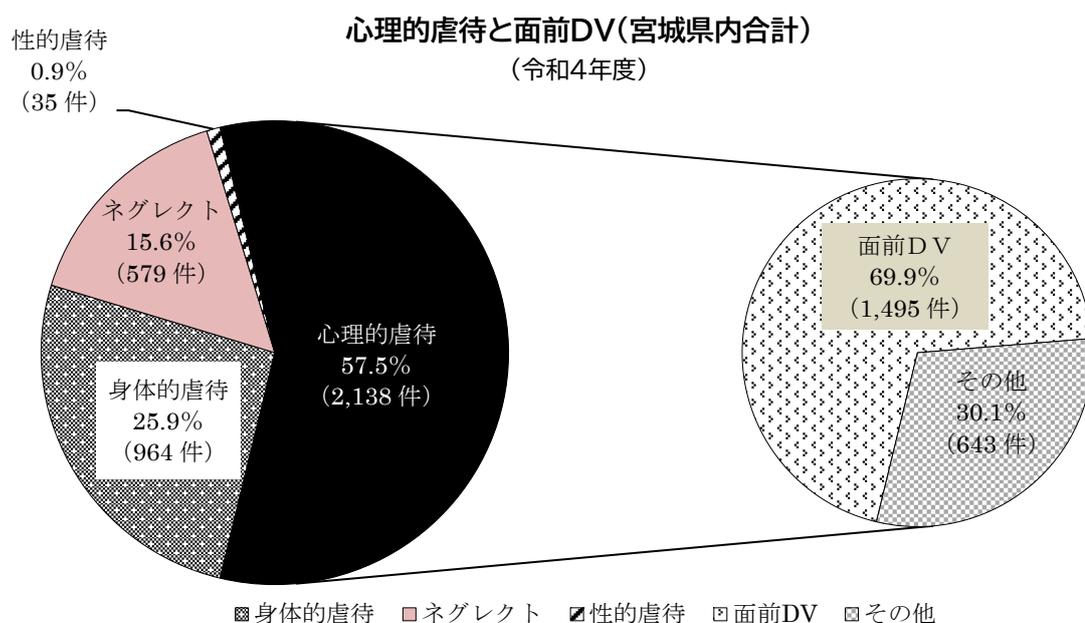
(2) 面前DV(児童虐待)件数

子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと(面前DV)は、心理的な児童虐待と定義されています。児童虐待対応件数は増加傾向にあり、中でも面前DVを含む心理的虐待の占める割合は全体の約6割(57.5%)を占めています。また、心理的虐待のうち面前DVの占める割合は7割(69.9%)を占めています。

子どもはDVを目撃したことにより、心に大きな傷を負い、成長過程において深刻な影響が懸念されることから、児童虐待の早期発見と安全確保、心のケアの充実を図るとともに、DV被害者とその子どもに対する包括的な支援施策の充実が必要です。



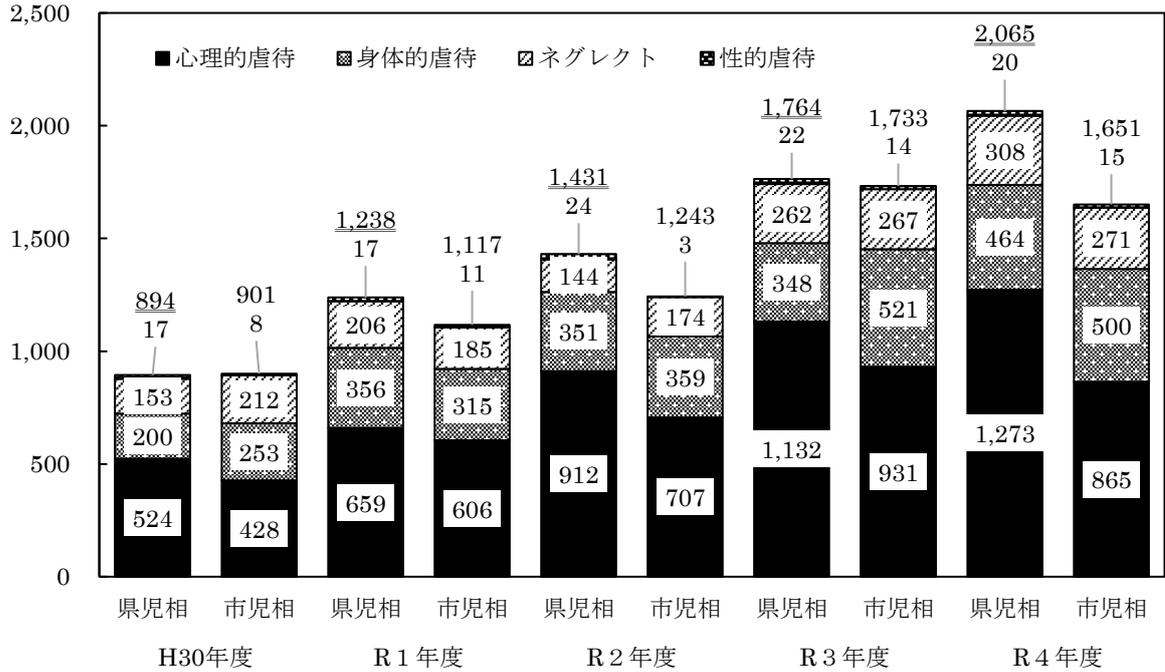
資料出所:福祉行政報告例
(県児童相談所・仙台市児童相談所)



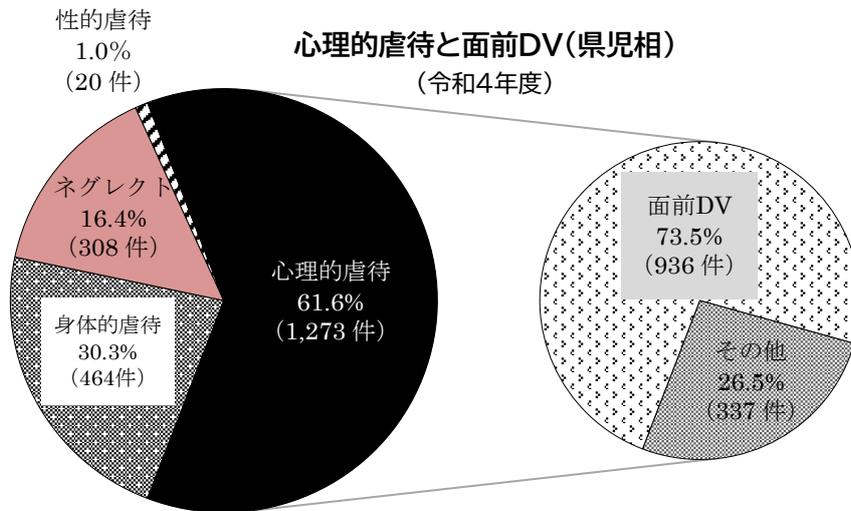
資料出所:福祉行政報告例
(県児童相談所・仙台市児童相談所)

【参考】児童虐待対応件数(県・仙台市児童相談所)

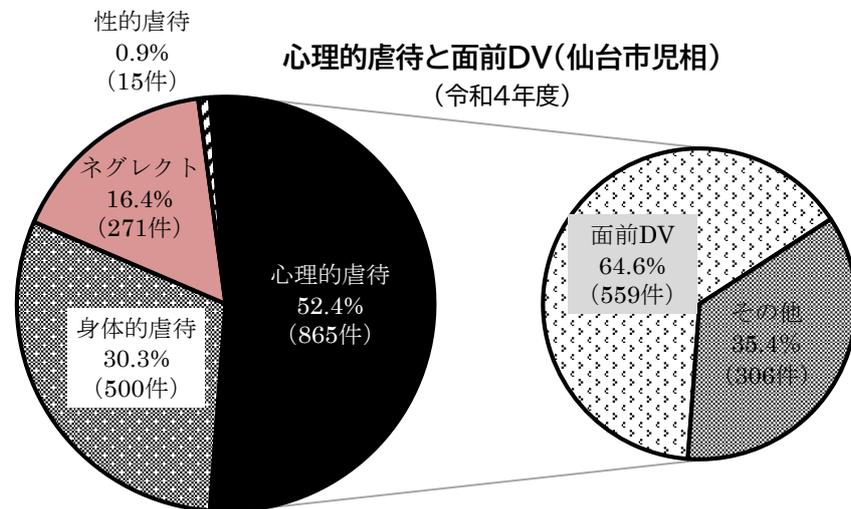
(件) (平成30年度～令和4年度)



資料出所:福祉行政報告例
(県児童相談所・仙台市児童相談所)



資料出所:福祉行政報告例(県児童相談所分)

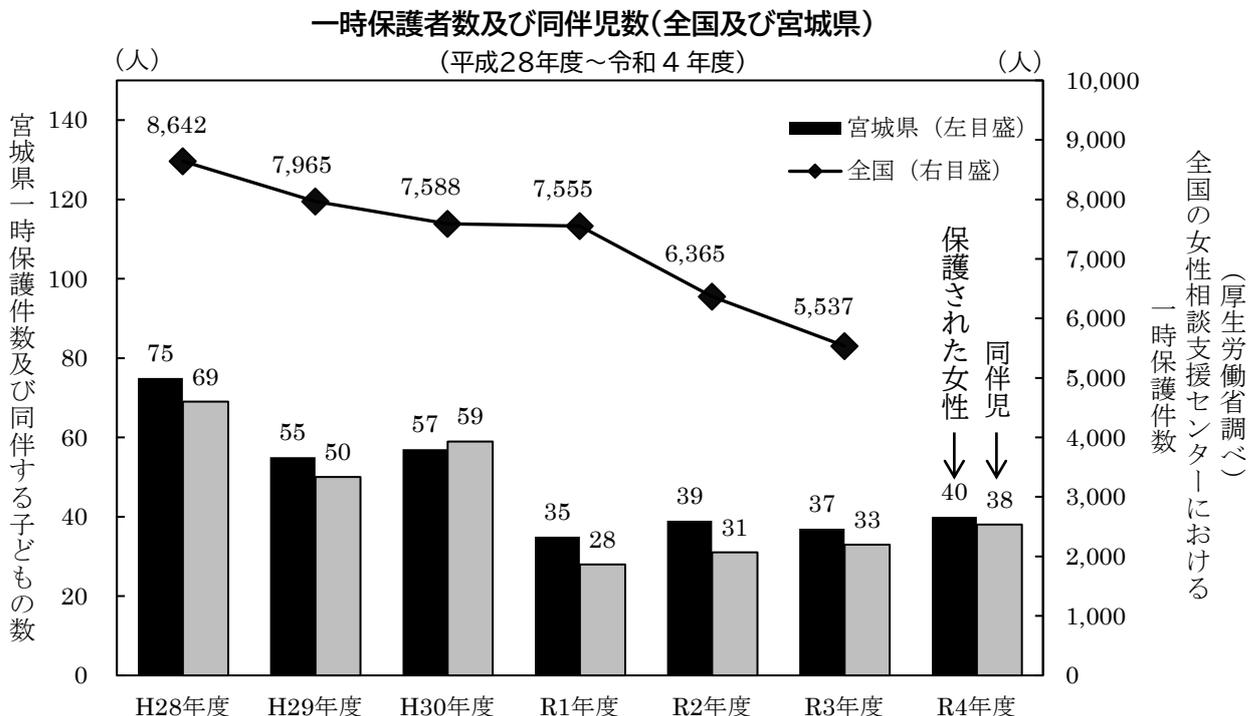


資料出所:福祉行政報告例(仙台市児童相談所分)

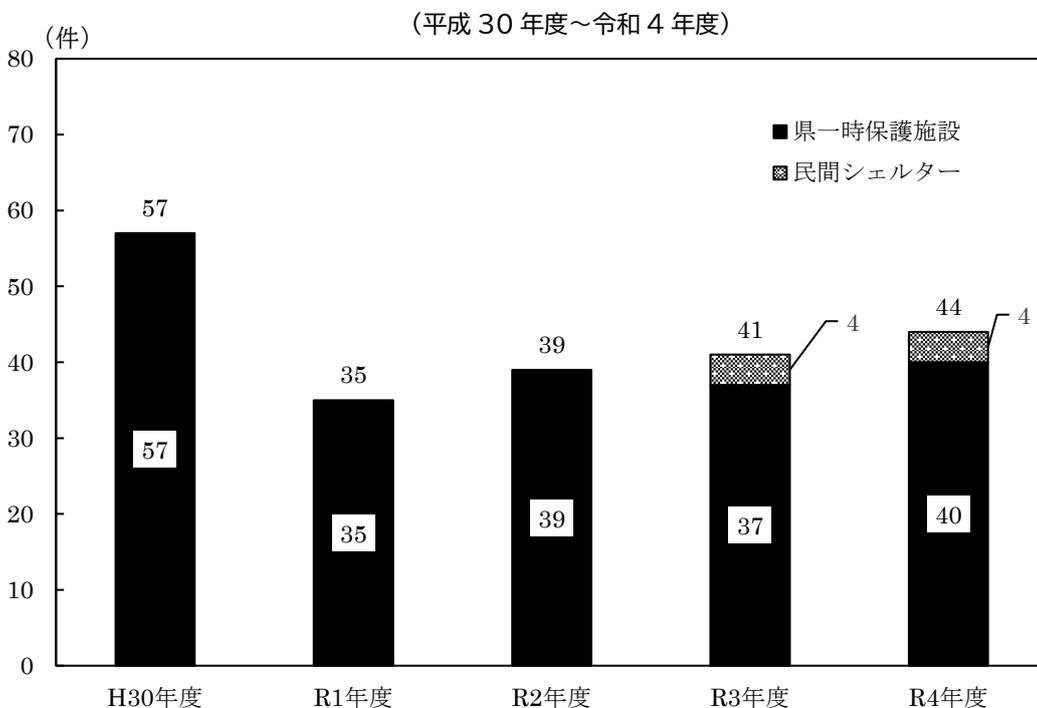
3 全国及び宮城県の女性相談支援センター(旧婦人相談所)における一時保護に関する現状

(1)一時保護件数

全国及び宮城県の一時保護件数は、ともに減少傾向にあります。宮城県においては官民連携により民間シェルターでの保護を実施しており、近年は増加傾向にあります。



【参考】県と連携する民間シェルターを含めた保護件数(宮城県)



(2)主訴別・年齢別一時保護件数

令和4年度の宮城県における一時保護の理由は、夫等からの暴力問題が全体の約7割(67.5%)を占めています。

年齢の内訳は、20歳代から40歳代までが約7割(67.5%)を占めており、全体の約半数(55.0%)が子どもを同伴しているなど、困難を抱える女性は、子どもを持つ年代が多い状況にあります。

なお、困難な問題を抱える女性と共に保護された児童に対しては、面前DVを含む虐待などに対する心理的ケアや一時保護期間中の保育・学習支援等、適切な対応が必要とされます。

一時保護者の主訴別状況(宮城県)

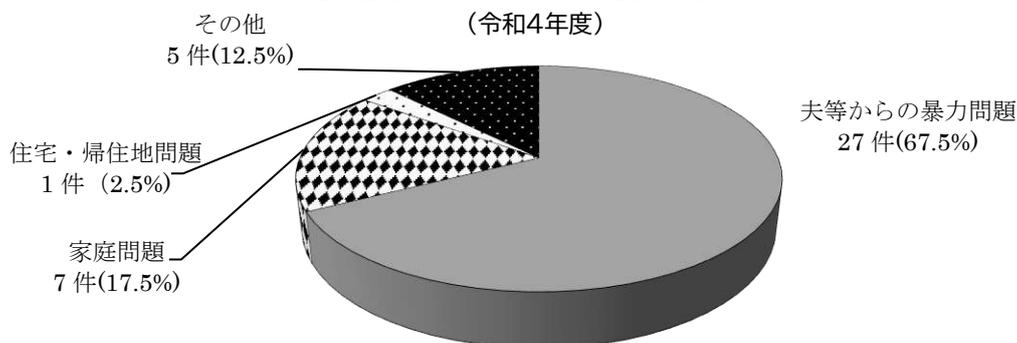
(平成30年度～令和4年度)

(単位:人 ()内%)

	夫等からの暴力問題	家庭問題	住宅・ 帰住地問題	経済問題	その他	計
H30年度	43(75.4)	5(8.8)	7(12.3)	0(0.0)	2(3.5)	57
R1年度	23(65.7)	1(2.9)	11(31.4)	0(0.0)	0(0.0)	35
R2年度	27(69.3)	5(12.8)	5(12.8)	0(0.0)	2(5.1)	39
R3年度	26(70.3)	7(18.9)	3(8.1)	0(0.0)	1(2.7)	37
R4年度	27(67.5)	7(17.5)	1(2.5)	0(0.0)	5(12.5)	40

一時保護者(40人)の主訴別状況(宮城県)

(令和4年度)



一時保護者の年齢別状況(宮城県)

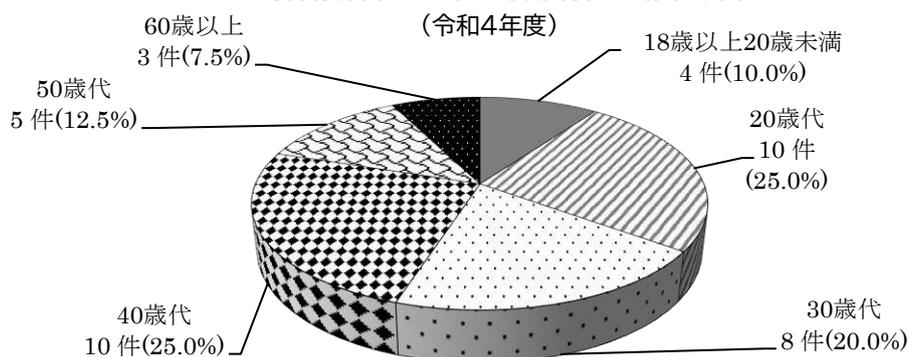
(平成30年度～令和4年度)

(単位:人 ()内%)

	18歳以上 20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
H30年度	2(3.5)	23(40.3)	16(28.1)	5(8.8)	6(10.5)	5(8.8)	57
R1年度	2(5.7)	9(25.7)	11(31.4)	5(14.3)	4(11.5)	4(11.4)	35
R2年度	2(5.1)	5(12.8)	14(35.9)	9(23.1)	4(10.3)	5(12.8)	39
R3年度	5(13.5)	7(18.9)	9(24.3)	9(24.4)	2(5.4)	5(13.5)	37
R4年度	4(10.0)	10(25.0)	8(20.0)	10(25.0)	5(12.5)	3(7.5)	40

一時保護者(40人)の年齢別状況(宮城県)

(令和4年度)



一時保護者の単身・同伴家族あり別割合(宮城県)

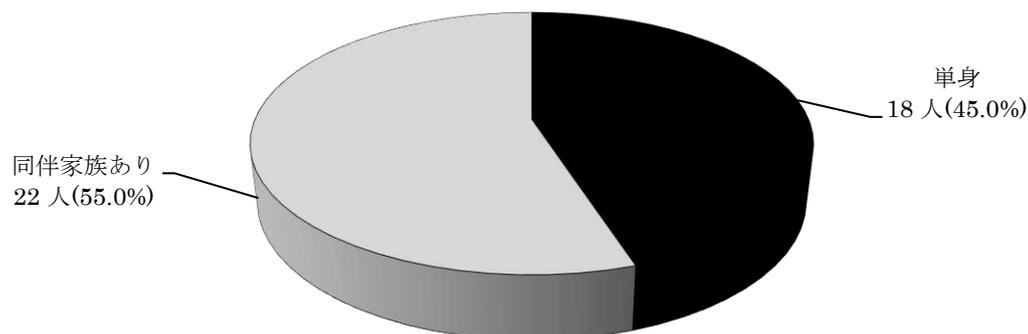
(平成30年度～令和4年度)

(単位:人 ()内%)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
単身	23(40.4)	16(45.7)	22(56.4)	24(64.9)	18(45.0)
同伴家族あり	34(59.6)	19(54.3)	17(43.6)	13(35.1)	22(55.0)
計	57	35	39	37	40

一時保護者(40人)の単身・同伴家族あり別割合(宮城県)

(令和4年度)



(3)一時保護後の状況

一時保護後の退所先は、女性自立支援施設(旧婦人保護施設)への入所が 40.0%で最も多く、一時保護後も引き続き自立への支援を必要としているケースが多いことから、心身のケア、住居の確保、経済的基盤の確立など、様々な課題解決に向けた支援の充実が求められます。

一時保護後の状況(宮城県)

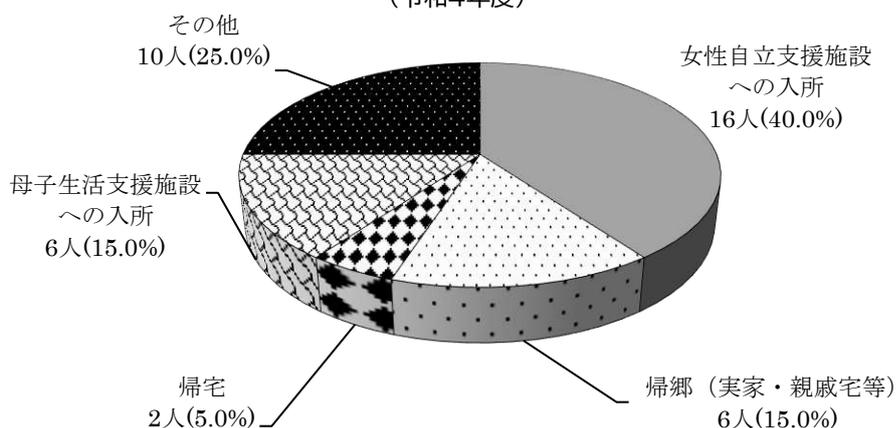
(平成30年度～令和4年度)

(単位:人 ()内%)

	女性自立支援施設への入所	帰郷(実家・親戚宅等)	帰宅	母子生活支援施設への入所	その他	計
H30 年度	20(32.8)	14(22.9)	7(11.5)	8(13.1)	12(19.7)	61
R1 年度	9(23.1)	7(17.9)	6(15.4)	4(10.3)	13(33.3)	39
R2 年度	16(40.0)	4(10.0)	7(17.5)	4(10.0)	9(22.5)	40
R3 年度	14(36.8)	3(7.9)	7(18.4)	2(5.3)	12(31.6)	38
R4 年度	16(40.0)	6(15.0)	2(5.0)	6(15.0)	10(25.0)	40

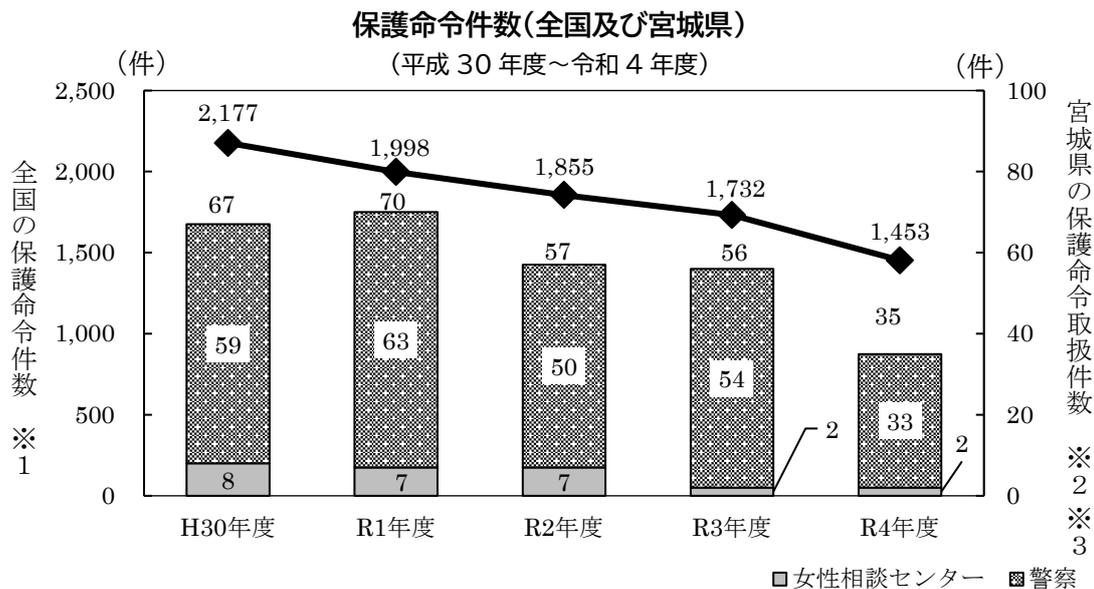
一時保護後の状況(宮城県)

(令和4年度)



(4)保護命令件数

保護命令件数は、全国及び宮城県ともに減少傾向にあります。引き続き裁判所等と連携し、制度に関する情報提供や申立手続きに関する助言・指導のほか、保護命令発令後の被害者に対する防犯指導を行い、被害者の安全確保に努める必要があります。



※1全国件数:配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数

(最高裁判所提供の資料により作成 取り下げなど、却下含む)

※2女相セ:女性相談センターから地方裁判所への書面提出件数

※3警察:警察における保護命令発令件数

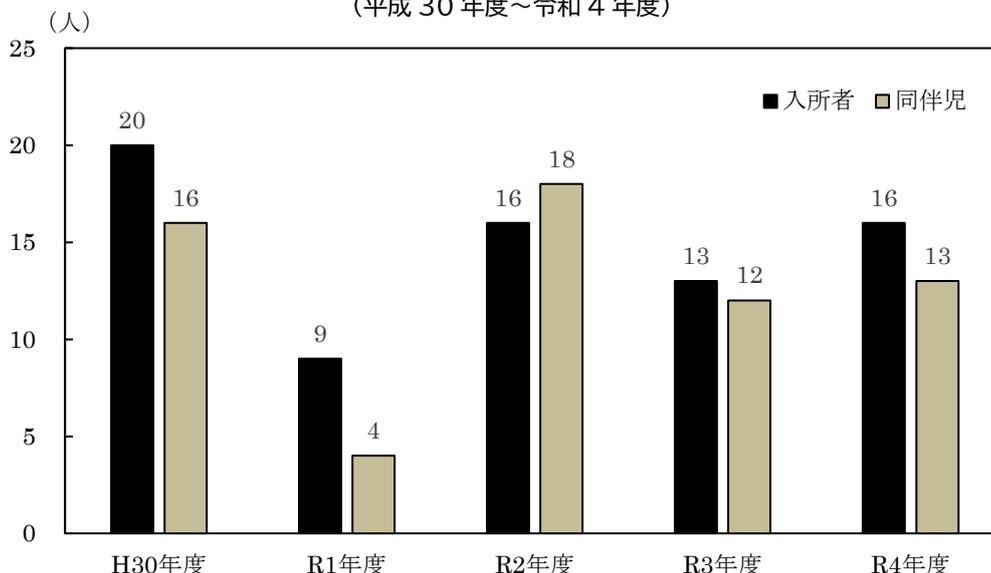
4 宮城県の女性自立支援施設における入所に関する現状

宮城県の女性自立支援施設の入所者数は、令和元年度を除いてほぼ横ばいとなっています。

入所理由で最も多い主訴は夫等からの暴力(56.3%)であり、親からの暴力、その他親族からの暴力、交際相手からの暴力を合わせると、9割以上が暴力による入所となります。

また、退所先は自立が46.1%と一番多いものの、女性自立支援施設への入所期間は2月以上3月未満(38.4%)が最も多く、女性自立支援施設退所後も母子生活支援施設へ入所する支援対象者もいることから、退所後のアフターケアを見据えた中長期的な支援が必要です。

女性自立支援施設入所者数(宮城県)
(平成30年度～令和4年度)

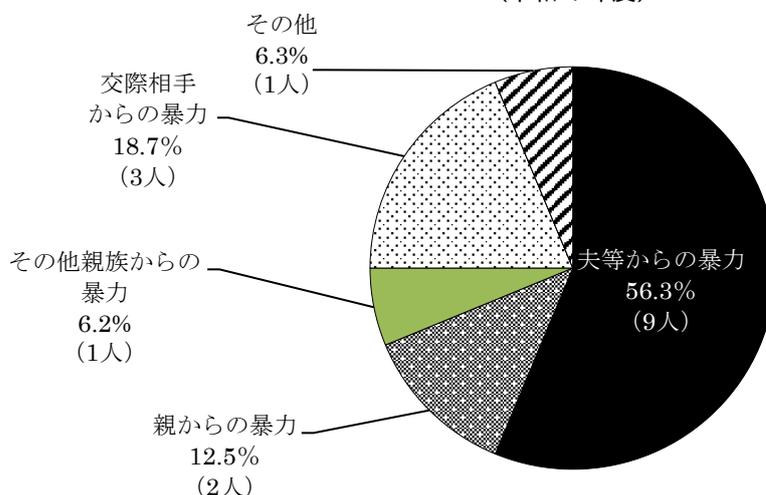


女性自立支援施設の主訴別入所状況(宮城県)
(平成30年度～令和4年度)

(単位:人 ()内%)

	夫等からの暴力	親からの暴力	その他親族からの暴力	交際相手からの暴力	帰住先無し	その他	計
H30年度	12(60.0)	1(5.0)	0(0.0)	1(5.0)	5(25.0)	1(5.0)	20
R1年度	5(55.6)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	4(44.4)	0(0.0)	9
R2年度	12(75.0)	0(0.0)	2(12.5)	1(6.3)	1(6.2)	0(0.0)	16
R3年度	7(53.8)	0(0.0)	0(0.0)	4(30.8)	2(15.4)	0(0.0)	13
R4年度	9(56.3)	2(12.5)	1(6.2)	3(18.7)	0(0.0)	1(6.3)	16

女性自立支援施設の主訴別状況(宮城県)
(令和4年度)



女性自立支援施設の入所期間の状況(宮城県)

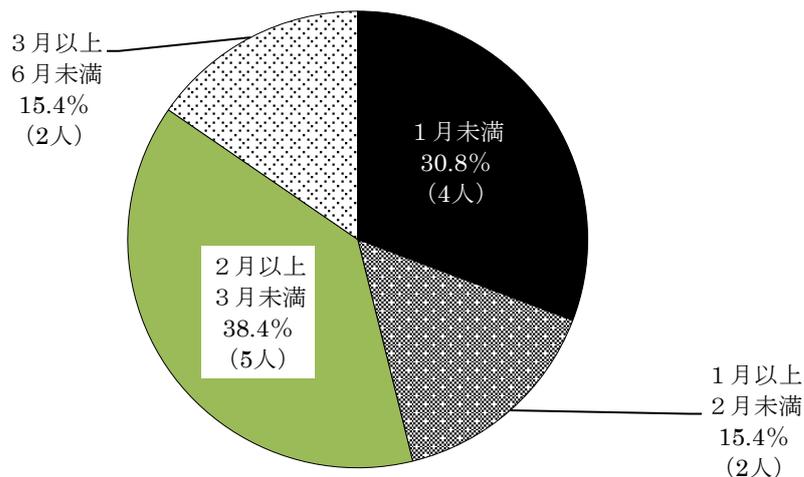
(平成30年度～令和4年度)

(単位:人 ()内%)

	1月未満	1月以上 2月未満	2月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 1年未満	計
H30年度	5(25.0)	7(35.0)	3(15.0)	4(20.0)	1(5.0)	20
R1年度	2(20.0)	0(0.0)	3(30.0)	3(30.0)	2(20.0)	10
R2年度	7(46.6)	5(33.3)	1(6.7)	1(6.7)	1(6.7)	15
R3年度	4(28.6)	5(35.7)	1(7.1)	3(21.5)	1(7.1)	14
R4年度	4(30.8)	2(15.4)	5(38.4)	2(15.4)	0(0.0)	13

女性自立支援施設の入所期間の状況(宮城県)

(令和4年度)



女性自立支援施設の退所後の状況(宮城県)

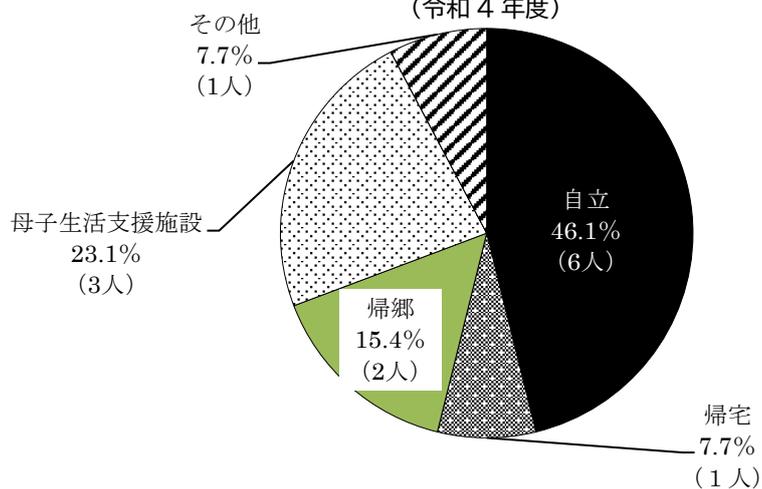
(平成30年度～令和4年度)

(単位:人 ()内%)

	自立	帰宅	帰郷	母子生活 支援施設	その他 施設	その他	計
H30年度	9(45.0)	1(5.0)	2(10.0)	5(25.0)	1(5.0)	2(10.0)	20
R1年度	5(50.0)	0(0.0)	2(20.0)	3(30.0)	0(0.0)	0(0.0)	10
R2年度	5(33.3)	1(6.7)	1(6.7)	5(33.3)	1(6.7)	2(13.3)	15
R3年度	4(28.6)	0(0.0)	1(7.1)	6(42.9)	2(14.3)	1(7.1)	14
R4年度	6(46.1)	1(7.7)	2(15.4)	3(23.1)	0(0.0)	1(7.7)	13

女性自立支援施設の退所後の状況(宮城県)

(令和4年度)



5 宮城県の母子生活支援施設に関する現状

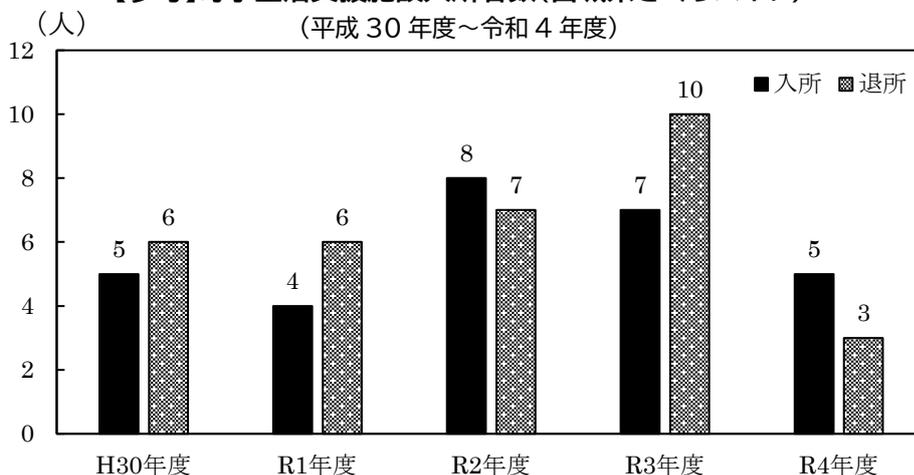
宮城県内の4箇所に設置する母子生活支援施設は、さまざまな事情で子どもの養育が十分にできない場合に、母親と子ども(18歳未満※)と一緒に入所できる施設として運営しています。また、単に居室を提供するだけでなく、母子指導員、少年指導員等が母親の自立を援助し、子どもが健やかに育つよう指導にあたっています。

なお、宮城県が設置する宮城県さくらハイツでは入所理由の約8割がDVであることから、一時保護所及び女性自立支援施設退所後の入所先として重要な役割を担っています。

※必要があると認められる場合は、20歳に達するまで延長あり

施設名	定員	設置元
宮城県さくらハイツ	20世帯	宮城県
栗原市ファミリーホームひだまり	20世帯	栗原市
仙台つばさ荘	20世帯	(福) 仙台市社会事業協会
仙台むつみ荘	20世帯	(福) 仙台市社会事業協会

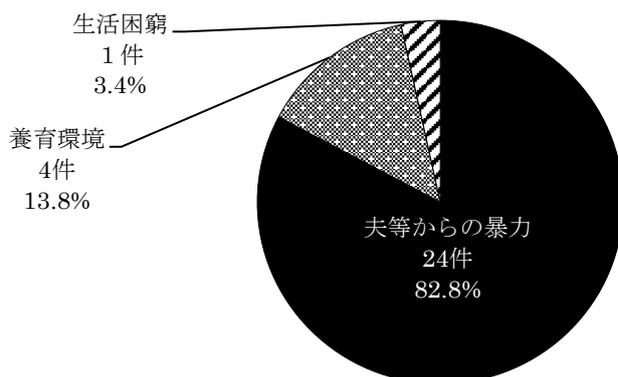
【参考】母子生活支援施設入所者数(宮城県さくらハイツ)



【参考】母子生活支援施設の主訴別入所状況(宮城県さくらハイツ)

(平成30年度～令和4年度) (単位:人()内%)

	夫等からの暴力	養育環境	生活困窮	合計
H30年度	4(80.0)	1(20.0)	0(0.0)	5
R1年度	3(75.0)	1(25.0)	0(0.0)	4
R2年度	6(75.0)	1(12.5)	1(12.5)	8
R3年度	6(85.7)	1(14.3)	0(0.0)	7
R4年度	5(100.0)	0(0.0)	0(0.0)	5



6 宮城県の女性支援を行う民間支援団体に関する現状

宮城県では、女性相談センターをはじめとした公的機関による相談支援のほか、民間支援団体が困難を抱える女性支援の活動を行っています。

民間支援団体は支援のための豊富なノウハウを有しており、困難な問題を抱える女性とDV被害者支援のための重要な社会資源となっています。支援対象者の意思を尊重した支援の取組を行うためにも、官民が連携した中長期的な取組が必要です。

団体名	主な活動内容
特定非営利活動法人ウィメンズアイ	女性の様々な悩みに関する相談 生理用品の提供
特定非営利活動法人 キミノトナリ	予期せぬ妊娠に関する相談・支援 女性の様々な悩みに関する相談
女性のためのとまり木& リカバリー・トレーニングセンター しおり	カウンセリング、居場所の提供
認定 NPO 法人 STORIA (ストーリー)	子育て・教育・お金・仕事・離婚・支援制度などひとり親の相談支援
認定特定非営利活動法人仙台傾聴の会	悩みや不安に関する傾聴 傾聴サロンの開催
仙台市男女共同参画推進センター エル・ソーラ仙台	女性の様々な悩みに関する相談 女性の様々な悩みに関する相談、就業自立相談 他 ※法律相談あり
仙台市母子家庭相談支援センター (エル・ソーラ仙台内)	就業・自立相談、養育費相談 ※法律相談あり
特定非営利活動法人 ハーティ仙台	DV・離婚・性暴力・パワハラ・セクハラなど 女性の様々な悩みに関する相談・支援 自助グループの開催、地方での面接相談、メール・チャット相談
パープルリボンまゆら	女性支援プログラム DV 加害者教育プログラムの実施
NPO 法人ほっぴすてっぴ	シェアハウスの運営、居住支援 生活相談、自立支援
特定非営利活動法人 mia forza (ミア・フォルツァ)	傷つきや生きづらさを抱えた女性向けピアサポートグループとシェルターの運営、ひとり親世帯への食糧等の提供、ひとり親世帯の子どもの学習支援や居場所の提供、女性や子どもの相談対応
公益社団法人 みやぎ被害者支援センター	性暴力被害の相談・支援 性暴力被害を除く犯罪被害の相談・支援
公益財団法人 宮城県母子福祉連合会	ひとり親の相談・就業支援
特定非営利活動法人 ワンファミリー仙台	生活困窮等に関する相談・支援